

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送安全事業規則第2条の8に基づき、当社の「輸送の安全」に係わる事項を下記の通り公表する。

令和3年6月30日  
東海西濃運輸株式会社

令和2年度(R2.4.1 ~ R3.3.31)

- 輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況
  - ① 当社の事故防止のための安全方針  
安全は全てに優先して取り組む最重要課題であることと自覚し、ここに運輸安全マネジメント活動の導入を図り、絶えず輸送の安全性向上に努め、安全安心な物流を提供することにより、国家社会に貢献します。
  - ② 安全方針に基づく目標  
令和元年度 人身・死亡事故 0 件
  - ③ 達成状況 令和2年度(3月末現在) 人身事故 1 件
  
- 事故に関する統計(自動車事故報告規則に規定する事故)
  - ※ 令和2年度 1 件 ※ 事故の形態 死亡事故 0 件
  
- 目標達成するための実施項目
  - ① 毎日運転する前に日々の車両点検項目を実施する。
  - ② 毎日、安全運転誓いの受講シートに書かれている言葉を誓い、受講シートに記名する。
  - ③ 対面点呼時の飲酒チェックはアルコール検知器を使用しチェックする。  
また、体調管理(睡眠時間)の確認をする。
  - ④ 毎月の運転免許証内容確認と日々携帯を確認する。
  - ⑤ 会社で決められている服装を着用しているか確認をする。
  - ⑥ 携帯電話を携帯しているか確認をする。
  - ⑦ 車両から離れる時は『車輪止め』をする。  
また、カールコード使用によるドアロックをする。
  - ⑧ 年1回以上の店所安全講習会を開催する。
  - ⑨ 新人営業乗務社員は ISO 及び ISSO に基づく新人教育を行う。
  - ⑩ 営業乗務社員に対し安全メールを発信し注意喚起をする。
  - ⑪ 事故防止年間計画表に基づき店所で安全指導を行う。
  - ⑫ 会社・組合協賛の事故防止運動を実施する。
  - ⑬ 内部監査を年2回以上行なう。
  - ⑭ 前月末現在の無事故日数を緑十字に記入し掲示する。
  - ⑮ 日々の対面点呼に於いて、営業・路線乗務社員に対し安全に対する言葉を一声掛け、点呼執行者と運転者は、『安全』を誓い合う。

- 安全に関する情報交換
  - ①事故情報、道路情報・気象情報などを店所にファックスやメールで送信し乗務社員に周知する。
  - ②危険エリアマップの掲示を行ない、全員に危険場所を周知すると共に、3ヶ月に1回以上の更新を行う。
  - ③ヒヤリハット検討委員会の開催
    - ・毎月、乗務職全員がヒヤリハットを作成して本社監査員へ提出する。
    - ・店所事故防止委員会開催時に店所内のヒヤリハット事例を題材に検討会を開催する。
  - ④社内ルール 50 箇条を個人ごとの安全ファイルに保存する。
  
- 安全に関する反省と対策
  - ①事故発生後、店所においては統括運行管理者が当事者・出席者を集め、反省会を開催する。原因分析とともに事故発生者の反省に基づいて再発防止の具体策を立てる。その内容は『事故発生に対する反省と対策書』に記録して保管する。
  - ②事故発生者と統括運行管理者（または次席管理者）は、本社管理職以上の職責ある者が出席する月曜会に出席して、査問と再発防止の指導を受ける。
  
- 事故防止に対する具体策の確認
  - ①内部監査結果から対策の実効性を検証する。
  - ②事故防止のための具体策である社内ルール 50 箇条として書面配布する。
  - ③本社監査員による担当店への督促時の月次チェックを行なう。
  - ④安全管理体制構築を目的とした取り組みについて、PDCA サイクルを機能させ、輸送の安全確保に向けた活動を継続する。
  
- 社内周知の方法
  - ①安全方針、実施項目を事務所内に掲示する。
  - ②役員および本社監査員は毎月定例の店所督促にあたる 8 の日門前督促に参加して、安全に対する取り組み事項の発信を行なう。
  
- 輸送の安全に係わる内部監査の結果と、それに基づき講じた措置と講じようとする措置内容
  - ① 内部監査の実施状況 令和 2 年度（3 月末現在）
    - ※対象事業所 11（通常監査 11、特別監査 0、フォロー監査 11）
  - ② 結果に対する措置
    - ※是正処置要求書発行対象事業所 11 是正措置要求書発行枚数 19 枚
  
- 安全統括管理者  
常務取締役 上條 秀一
  
- [安全管理規程](#)